別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一～三　（略）

三の二　海上保安大学校特修科を卒業した者（海上保安大学校初任科を修了した者に限る。）の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
四級海技士（航海）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年以上	実習又は船舶の運航	
四級海技士（機関）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	二年以上	実習又は機関の運転	
四級海技士（機関）試験又は内燃機関四級海技士（機関）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船			

四・五　（略）

五の二　独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の航海専科を卒業した者の場合

海技試験の種別	単位数	乗船履歴			
		船舶	期間	職務	備考
四級海技士（航海）試験	二十五以上	総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	六月以上	実習又は船舶の運航	期間には、練習船（総トン数五百トン以上のものとする。）による実習が少なくとも六月なければならない。

六　（略）

備考　（略）

第２号様式（第３条関係）

（略）

（日本産業規格Ａ列４番）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

乗船履歴表その二

一～三　（略）

（新設）

四・五　（略）

（新設）

六　（略）

備考　（略）

第２号様式（第３条関係）

（略）

（日本工業規格Ａ列４番）